

議案第6号

大網白里市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月30日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市立幼稚園保育料に関する条例（昭和47年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の徴収」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（保育料）

第2条 幼稚園を利用する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る保育料は、0円とする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の保育料に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第4条を削る。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大網白里市立幼稚園保育料に関する条例の規定は、令和元年10月分以降の保育料から適用し、同年9月分以前の保育料については、なお従前の例による。